



鳥取県公報

令和元年 7 月 26 日 (金)
号外第 30 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 人委規則 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（8）（給与課）・・・・・・・・ 2

人 事 委 員 会 規 則

職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 26 日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第 8 号

職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(医療業務手当) 第 2 条 条例第 7 条第 1 項第 1 号の人事委員会規則で定める医師は、医療政策課の副医長及び医師並びに総合療育センターの院長、副院長、医長、副医長及び医師とする。 2 条例第 7 条第 3 項の人事委員会規則で定める同条第 2 項の級に属する職種は、次の表の左欄に掲げる級の区分に応じ、同表の右欄に定める職種とする。		(医療業務手当) 第 2 条 条例第 7 条第 1 項第 1 号の人事委員会規則で定める医師は、医療政策課の医師並びに総合療育センターの院長、副院長、医長、副医長及び医師とする。 2 条例第 7 条第 3 項の人事委員会規則で定める同条第 2 項の級に属する職種は、次の表の左欄に掲げる級の区分に応じ、同表の右欄に定める職種とする。	
級の区分	職種	級の区分	職種
略		略	
3 級	<u>医療政策課の副医長並びに総合療育センターの医長及び副医長のうち給与条例別表第 5 医療職給料表(1)の 2 級の職務にあるもの</u>	3 級	総合療育センターの医長及び副医長のうち給与条例別表第 5 医療職給料表(1)の 2 級の職務にあるもの
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特務手当の支給に関する規則の規定は、令和元年 7 月 1 日から適用する。